

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和6年1月30日（火） 午後1時30分から午後4時38分
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他10名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和5年12月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（児童課、九之坪保育園及び中之郷保育園） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3150 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月15日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

(1) 児童課

対象期間 令和5年4月1日から令和6年1月30日までの所管事務

実施期間 令和6年1月5日から令和6年1月30日まで

(2) 九之坪保育園及び中之郷保育園

対象期間 令和4年11月1日から令和6年1月30日までの所管事務

実施期間 令和5年12月27日から令和6年1月30日まで

2 監査の概要

(1) 児童課

各所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

(2) 九之坪保育園及び中之郷保育園

各所管事務のうち、主に消耗品費及び保育材料費の執行並びに備品の管理について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行及び管理が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けら

れたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

児童課、九之坪保育園及び中之郷保育園の概要及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜児童課＞

主な所管事務は、子ども・子育て支援新制度、次世代育成支援、少子化対策、地域子どもの未来応援交付金、保育所、認定こども園、児童センターきらり及び児童館、子ども会、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所、児童手当、遺児手当及び児童扶養手当、幼稚園に関する事務である。

(1) 契約事務について

ア 一時預かり事業（委託型）について、契約の設計金額の詳細が不明なものがあった。事務手続きが適正であることを担保するため、契約の執行伺いには設計金額の詳細な積算根拠を添付した上で決裁を受けられたい。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）について、要綱で定める期限までに請求書等の提出を受けていないものがあった。提出物は期限内に提出されるよう周知徹底するとともに、現実的かつ適正な実施手順について検討されたい。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れが散見された。

意 見

(1) 児童手当返納金、児童扶養手当返納金及び市遺児手当返納金について、返納金請求の法的根拠が個別台帳に記載されていなかった。債権回収に際し行使できる権限の根拠ともなることから、明確に債務者ごとの台帳を整備し、権限の存する範囲における回収の手段を講じ実行されたい。また、債権回収事務にあたっては、債務者宅を訪問し直接面会するなど回収の実効性を高め、折衝の記録を正確に個別台帳へ残し決裁を受けられたい。

(2) 契約の執行伺いや業務仕様書の記載事項に一部不明確なものがあった。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。

＜九之坪保育園＞

園児数 188 人

保育士数 44 人（常勤職員 21 人、非常勤職員 23 人）＊R5.12.1 現在

予算執行状況（R5 年度は R5.10.31 まで）

	種 別	予算額	支出済額	執行率
R4年度	保育園運営費	670,250 円	597,530 円	89.2%
	保育園活動費	1,517,000 円	1,418,005 円	93.5%
R5年度	保育園運営費	644,660 円	342,600 円	53.1%
	保育園活動費	1,434,000 円	741,050 円	51.7%

※ 保育園運営費は消耗品費、保育園活動費は保育材料費

<中之郷保育園>

園児数 78 人

保育士数 21 人（常勤職員 9 人、非常勤職員 12 人）＊R5.12.1 現在

予算執行状況（R5 年度は R5.10.31 まで）

	種 別	予算額	支出済額	執行率
R4年度	保育園運営費	422,000 円	348,202 円	82.5%
	保育園活動費	706,000 円	620,518 円	87.9%
R5年度	保育園運営費	407,500 円	239,360 円	58.7%
	保育園活動費	703,000 円	532,845 円	75.8%

※ 保育園運営費は消耗品費、保育園活動費は保育材料費

<保育園共通>

(1) 庶務事務について

消耗品の管理について、管理表による管理数量と実際の在庫数が一致していなかった。在庫数を適正に管理するよう徹底されたい。

(2) その他

備品の管理について、デジタルカメラ本体の備品登録の状況が明確でない物があった。適切に管理するため、備品本体と備品登録の状況が一致するよう措置されたい。